平成27年度決算の算定様式の修正事項

【健全化判断比率等に関する様式】

|  |  |
| --- | --- |
| 表番号等 | 改正内容 |
| ３②A・B（法適）（D68）  ３②A'・B'（法適）（一組分）（D67）  ３②E・F（法非適）（D64）  ３②E'・F'（法非適）（一組分）（D64）  （※表番号と該当セル番号になります） | ○病院事業の項目の文言修正  ・公立病院改革プランに要する経費（改革プランに基づく除却等）→公立病院改革の推進に要する経費（新改革プランに基づく除却等） |
| ３②A・B（法適）  ３②A'・B'（法適）（一組分））  ３②E・F（法非適）  ３②E'・F'（法非適）（一組分） | ○病院事業の項目説明文の修正  ・「公立病院改革プランに要する経費（改革プランに基づく除却等）」は、繰出基準第７の16(5)イ②により算定された額。→「公立病院改革の推進に要する経費（新改革プランに基づく除却等）」は、繰出基準第７の16(4)イ②により算定された額。  ・「公立病院改革プランに要する経費（公立病院特例債）」は、繰出基準第７の１６(5)イ⑤により算定された額。→「公立病院改革プランに要する経費（公立病院特例債）」は、繰出基準第７の16(4)イ⑥により算定された額。 |

【資金不足比率等に関する算定様式】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表番号 | | 改正内容 |
| 簡易算定 | | ○簡易算定シート  ･行に「H２７」を挿入 |
| ４②③Ｂ表（D46）  （※表番号と該当セル番号になります） | | ○病院事業の項目の文言修正  ・公立病院改革プランに要する経費（改革プランに基づく除却等）→公立病院改革の推進に要する経費（新改革プランに基づく除却等） |
| ４②③Ｂ表 | | ○病院事業の項目説明文の修正  ・「公立病院改革プランに要する経費（改革プランに基づく除却等）」は、繰出基準第７の16(5)イ②により算定された額。→「公立病院改革の推進に要する経費（新改革プランに基づく除却等）」は、繰出基準第７の16(4)イ②により算定された額。  ・「公立病院改革プランに要する経費（公立病院特例債）」は、繰出基準第７の16(5)イ⑤により算定された額。→「公立病院改革プランに要する経費（公立病院特例債）」は、繰出基準第７の16(4)イ⑥により算定された額。 |
| ４②③Ｂ表 | | ○下水道事業のコメントを以下のとおり修正  ・H27年度末企業債残高のコメントを修正（雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費）  企業債残高全額（D70～F70及びB74～F74の臨時措置分から特別措置分までの各欄に係るものを除く。）－臨財債残高→企業債残高全額（D72～F72及びB76～F76の臨時措置分から特別措置分までの各欄に係るものを除く。）－臨財債残高  ・企業債残高全額（D70～F70及びB74～F74の臨時措置分から特別措置分までの各欄に係るものを除く。）－臨財債残高→企業債残高全額（D72～F72及びB76～F76の臨時措置分から特別措置分までの各欄に係るものを除く。）－臨財債残高 |
| 要領 | p.22 | ・「(5)繰出基準額」の欄には、各年度の繰出基準（平成27年度にあっては、平成27年４月1日付け総財公第50号総務副大臣通知。）→「(5)繰出基準額」の欄には、各年度の繰出基準（平成27年度にあっては、平成27年４月14日付け総財公第75号総務副大臣通知。） |